

平成 24 年度 行政監査の結果について（概要版）

1 事項

平成 24 年度行政監査の結果について

テーマ：「高額物品の管理および活用について」

2 監査テーマ選定理由

県が取得し、所有する財産については、必要性を検討した上で適時に適切なものを調達し、常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効果的な活用をはからなければなりません。

また、地方公共団体に新たな公会計の導入が進む中、保有資産に関する情報を正確に把握し、記録管理することの必要性が高まっています。

そこで、厳しい財政状況のもと、特に高額な物品について、その管理および活用状況について、経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施することにより、改善すべき点を明らかにし、その管理および活用などについて適切な対応を促すことにより、高額物品の機能・役割が十分に果たされることを目的として、本テーマを選定しました。

3 監査の概要

(1) 監査根拠

地方自治法第 199 条第 2 項

(2) 監査対象物品

監査対象物品を選定するにあたり、まず「高額物品」を特定するため、

三重県会計規則等で「重要物品」とされる、取得価格(評価額)が 1,000 万円以上の物品

「財務会計システム」または「固定資産台帳(有形固定資産明細書)」に、取得価格(評価額)が 500 万円以上で登録されている備品

を抽出し、「高額物品」として把握しました。

次に、各部局に対し、これら「高額物品」の概要(契約方法、利用状況)等に関する調査を実施し、提出された調査票をもとに、主として

23 年度の利用実績のやや低い(50 日未満)もの

21～23 年度において緊急経済対策等により購入したもの

取得価格(評価額)が高額なもの

を中心に、所管部局のバランスを考慮し、1 機関 30 件を上限として、計 440 件(取得価格合計：8,356,892,545 円)を抽出し、監査対象物品としました。

(3) 監査対象機関

監査の対象機関は、監査対象物品を所管する県の機関としました。

【監査対象機関別の監査対象物品数および取得価格（評価額）】

部局名	監査対象機関数		監査対象物品数		取得価格（評価額）	
		うち実地調査		うち実地調査		うち実地調査
防災対策部	2	2	19	5	459,129,875 円	143,990,500 円
戦略企画部	2	0	4	0	25,642,809 円	0 円
総務部	1	0	1	0	37,600,000 円	0 円
健康福祉部	10	5	44	10	487,289,766 円	113,633,296 円
環境生活部	5	5	70	20	3,816,107,799 円	2,139,662,368 円
地域連携部	3	2	12	2	135,015,060 円	17,912,990 円
農林水産部	9	5	50	14	505,206,694 円	150,548,714 円
雇用経済部	3	2	42	11	460,950,787 円	103,024,900 円
県土整備部	3	2	9	2	85,518,140 円	20,400,000 円
議会事務局	1	0	1	0	24,720,000 円	0 円
企業庁	3	3	10	3	148,795,333 円	54,000,000 円
病院事業庁	3	1	30	3	327,791,477 円	19,340,000 円
教育委員会	37	11	130	28	1,476,937,433 円	283,997,475 円
警察本部	5	1	18	2	366,187,372 円	17,612,400 円
計	87	39	440	100	8,356,892,545 円	3,064,122,643 円

(4) 監査実施期間

平成 24 年 4 月から 25 年 2 月までの間に実施しました。

(5) 監査実施方法

選定した監査対象物品（440 件）について、事前に各監査対象機関に対し、監査調書の提出を求め、その概要を把握しました。

さらに監査対象物品のうち、

23 年度の利用実績のやや低い（50 日未満）もの

21～23 年度において緊急経済対策等により購入したもの

取得価格（評価額）が高額なもの

から 2 つ以上に該当するものを中心に、所管部局のバランスを考慮し、100 件（取得価格合計：3,064,122,643 円）を抽出して、監査委員事務局職員による実地調査（以下、「実地調査」という。）を行い、これらの結果をふまえて監査を実施しました。

(6) 関係人調査

監査対象物品のうち、県の公の施設内にあり、現在、指定管理者が管理している物品の状況について、当該指定管理者に対し、関係人調査を行いました。

(7) 監査の主な着眼点

高額物品の取得

- ・取得の目的および必要性は十分に検討されているか。
- ・経済性と利用頻度等の観点から購入と賃借の比較検討がなされているか。

高額物品の管理

- ・ 基本的な情報の登録は適正に行われているか。
- ・ 法定点検や自主点検等の保守管理は適正に行われているか。
- ・ セット品の管理は適正に行われているか。
- ・ 補助金で取得した高額物品の管理は適正に行われているか。
- ・ 防災対策は実施されているか。
- ・ 利用状況の把握は行われているか。

高額物品の活用

- ・ 利用実績はどの程度になっているか。
- ・ 活用できる職員は複数存在するか。
- ・ 県の他の機関や団体等と連携するなど有効活用がはかられているか。
- ・ 物品の機能や、取得目的の達成状況などの評価は行われているか。

4 監査結果の概要

(1) 着眼点別意見

着眼点別の主な意見および状況については、以下のとおりであり、他の所属で活用できる事例等がある場合は、参考事例として各意見の末尾に記載しました。

【取得について】

取得計画について

中長期的な事業計画等をもとに、当該事業計画遂行に必要となる物品の整備計画等を策定するなど、取得目的を明確にした上で、計画的、効率的な取得に努められたい。

< 取得計画の作成状況 >

	取得計画の作成あり	取得計画の作成なし	不明
監査対象物品 (440件)	171件	28件	241件
うち実地調査対象 (100件)	42件	10件	48件

「不明」とされた物品については、既に文書保存期間が経過し、取得当時の書類等が残っていないため、当時の状況が把握できなかったものである。(以下同じ。)

取得時の比較検討について

高額物品の取得の際には、購入を前提とするのではなく、経済性・効率性や費用対効果の観点から、利用目的、利用期間、物品等の技術進歩の状況のほか、維持管理費、利用後の処分等、ライフサイクルコストも考慮の上、賃借や外部委託との比較検討を実施されたい。

< 賃借等との比較検討の実施状況 >

	賃借等との比較検討あり	比較検討なし	不明
監査対象物品 (440件)	35件	152件	253件
うち実地調査対象 (100件)	6件	39件	55件

【管理について】

財務会計システムへの情報登録等について

物品の受入れや払出しの際には財務会計システムへの登録等を確実にいき、保管している物品への物品標示票の貼付を徹底するとともに、毎年度実施している現品照合をよりの確に行い、不突合等を確認した際は、これを確実にかつ速やかに是正されたい。

< 改善を要する事例 >

- ・ 過年度に廃棄等されたにもかかわらず、システムに登録されたままのもの 11件
- ・ 過年度に取得されたにもかかわらず、システムに登録されていないもの 18件
- ・ 設置場所等、システムの登録情報と実際の状態が一致していないもの 7件
- ・ 物品標示票が貼付されていないもの 4件

管理体制について

操作可能職員の異動等や緊急に稼働させる必要がある場合などに備え、操作方法等の確実な引継を行うとともに、取扱説明書の適切な保管や組織的に共有できる操作マニュアルの整備等を行われたい。

< 操作マニュアル等の整備状況 >

	メーカー等の取扱説明書あり	所属で作成したマニュアルあり	マニュアルなし
監査対象物品 (394件)	301件	73件	60件
うち実地調査対象 (83件)	63件	12件	14件

美術工芸品を除く。取扱説明書、所属作成マニュアル両方が整備されているものを含む。

(状況)

久居農林高等学校

学科改編されたことにより、機械関係の教員が減少したため、自動制御実習装置(NC旋盤)精密平面研削盤については、操作可能職員が前者は1名で、後者については、1人もいない状況となっている。

また、両物品ともメーカーの取扱説明書が保管されていない上、学校独自の操作マニュアル等も整備されておらず、組織として操作方法が共有されていない。

参考事例

中央家畜保健衛生所

写真入りの操作マニュアルを所属で作成し、物品に備え付けている。

また、各備品の配置場所を番号で示した資料を作成している。

津高等技術学校、伊勢工業高等学校

所属で作成したマニュアルには、頻繁に利用する機能の操作方法や注意点等が要約されている。

津高等技術学校、伊勢工業高等学校

納品時に操作方法やメンテナンスの方法について、メーカーから講習を受け、その様子をビデオで撮影して保管している。

点検について

道路運送車両法などの法令等で義務付けられている定期点検については、適正に実施されたい。

<法定点検の実施状況>

	法定点検が必要	法定点検の実施状況	
		実施している	実施していない
監査対象物品 (440件)	32件	26件	6件
うち実地調査対象 (100件)	6件	4件	2件

(状況)

防災対策部(防災対策総務課、防災企画・地域支援課)

三重県移動防災情報センター車および三重県防災啓発車については、道路運送車両法に基づく定期点検が実施されていなかった。(なお、車検は実施されていた。)

セット品について

ア 単体管理

三重県会計規則で規定する一式管理できる要件を満たしていない物品については、財務会計システムへの登録や物品標示票の貼付等、個々の機器ごとに適正に管理されたい。

(状況)

四日市工業高等学校

電力実験装置については、「静止型直流電源装置」「電気動力計実験装置」「太陽光発電装置」の3台を一式として物品登録し、管理しているが、「太陽光発電装置」については、単独での利用が可能であり、かつ本体機器である「電気動力計実験装置」とは互いに必要不可欠な基本機器ではないため、三重県会計規則で規定する「複数の機器全体を「一式」として管理することができる条件」を満たしていない。

イ セット品の適正な管理

構成機器の特定が困難なセット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。

セット品

三重県会計規則運用方針に基づき、複数の機器全体を「一式」として管理することができる物品をいう。

(状況)

四日市中央工業高等学校

培養分析装置については、現在では実習室内に分散して設置されており、構成機器の間に別の物品も設置されていた。担当教員は各構成機器を把握しているものの、他の職員では把握しづらい状況であった。

(他機関においても、同様の事例が6件あった。)



補助金で取得した物品の管理について

国庫補助金等で取得した物品について、要綱等で定められている台帳等の整備が不十分な機関があったので、今後適正に処理されたい。

(状況)

桑名工業高等学校

産業教育振興費で取得した物品は、高等学校産業教育設備台帳で国庫補助に関する情報を記録・管理し、物品には専用シールを貼付することとされているが、いずれもシールは貼付されているものの、台帳の整備が過去十数年間滞っていた。

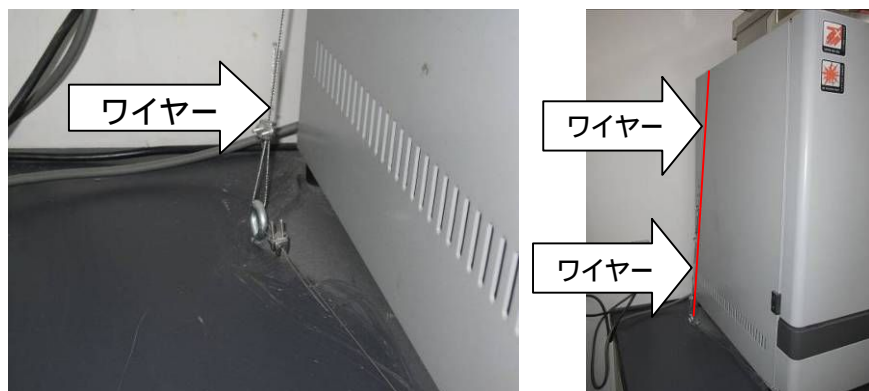
防災対策について

机上等に設置してある中型・小型の高額物品について、床面に設置してある大型の物品に比較し、落下防止等の防災(地震)対策が講じられていない機関が多数見受けられるので、今後は金具等で固定するなど適切な防災対策を講じられたい。

参考事例

畜産研究所

阪神淡路大震災以降、転倒や落下のおそれがある一部の研究機器について、ワイヤー等で固定して、落下防止等をはかるなどの防災対策を講じている。



利用状況の把握について

物品の効果的な活用や遊休状態の物品の把握をはかる上で、利用状況の記録は重要であるため、特に高額物品については、利用記録簿を備えるなど、利用状況を的確に把握、検証するしくみづくりを検討されたい。

< 利用状況の把握の状況 >

	利用状況の記録あり	利用状況の記録なし
監査対象物品 (440件)	104件	336件
うち実地調査対象 (100件)	21件	79件

【活用について】

利用日数が少ない物品について

ア 利用実績のない物品

現在全く利用していない物品については、利用しない期間が長引くほど物品の陳腐化が進み、また、部品がなくなる等により修繕もできなくなることも考えられることから、今後も利用するか否かについて早急に意思決定されたい。

今後も利用する場合は、費用や方法を考慮の上、適切な修繕等をして利用し、利用しない場合は、売払や廃棄等の処分を検討されたい。

< 平成 23 年度利用日数の状況 >

	0日	1～19日	20～49日	50～99日	100日～	不明
監査対象物品 (440件)	135件	96件	71件	55件	82件	1件
うち実地調査対象 (100件)	47件	21件	14件	10件	8件	0件

(状況)

平成 23 年度の利用状況を調査したところ、利用日数が 0 日であった物品が 135 件(うち、実地調査対象 47 件)であった。

利用日数が0日であった物品135件の主な理由は、陳腐化していること、故障中であること、研究等が終了して需要が少なくなったことなどであった。

松阪保健福祉事務所

ミラーカメラについては、平成12年度末に一般健康診断業務を終了（市町へ移行）して以降利用されていない。レントゲン室の一部を占拠してはいるが、現在のところ、執務環境に支障を来してはならず、維持管理の費用もかかっていないため、廃棄処分もされず放置されたままとなっている。

農業研究所

DNA塩基配列解析装置については、導入から18年が経過し、同種の解析装置が進化したため、解析業務を受託する事業者が出現し、より安価で高精度の解析が可能となった。また、補修部品（試薬）の製造供給もされていないため、当該物品は現在利用しておらず、処分を検討しているものの、処分費が捻出できない状況である。



電子顕微鏡についても、導入から26年が経過し陳腐化したため、今後利用する見込みもなく、また会議室の一角を占拠しており、スペース的に問題があるため、処分を検討しているものの、高額の処分費が捻出できない状況にある。

参考事例

工業研究所

平成23年度から利用する見込みのない物品については、三重県会計規則に定める自己検査時に「一般備品廃棄チェックシート」を作成し、このシートにより過去5か年の利用実績や物品の状態等についてチェックし、このチェック結果を踏まえて「廃棄」「修理」等の判断を行っている。

24年6月には、廃棄と決定した物品約100件に木くず等を合わせて、計約20tを産廃業者へ委託し廃棄したが、ステンレス等再利用可能な金属も含まれていたため、差し引き49,000円の支出で処分できている。

イ 操作可能職員の養成等

他の機関とも連携しながら、計画的な操作可能職員の養成等について検討されたい。現に操作可能職員がいない等の理由により利用されていない物品については、利用しない期間が長引くほど物品の陳腐化が進み、利用できなくなることも考えられることから、早期に操作可能職員の養成を行うほか、他の機関での活用を検討す

るなど、有効活用に努められたい。

< 物品を操作することができる職員数の状況 >

	複数名	1名	0名
監査対象物品 (394件)	290件	64件	40件
うち実地調査対象 (83件)	45件	22件	16件

美術工芸品を除く。

(状況)

畜産研究所

近赤外自動分析装置については、平成20年度までは利用する職員が在籍し分析業務を行っていたが、現状では操作できる職員がいない。

当該物品はかなり陳腐化しているが現状でも利用することはでき、また、同種の物品である近赤外線分光分析計も同様に操作可能職員がいないため放置されている状況であり、当研究所としては操作可能職員を養成して有効活用したいと考えている。



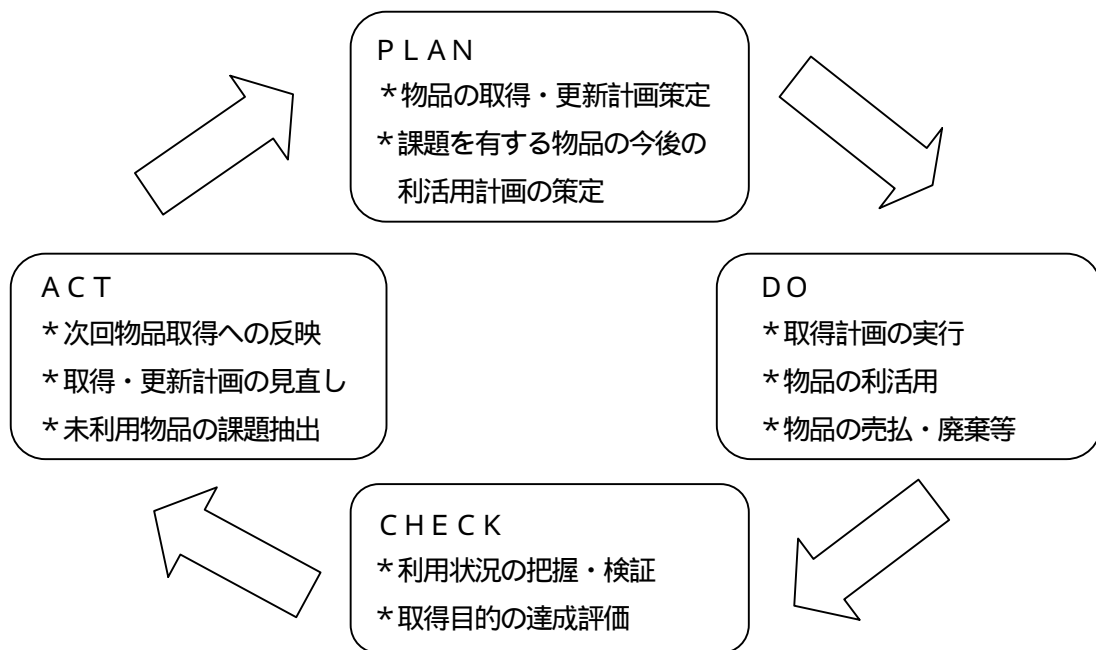
物品の効率的な取得・活用について

県内各試験研究機関、国、他都道府県、大学等が連携し、所有する物品の情報共有をはかるとともに、各々が強みを生かした物品整備を行い、互いに融通し合うことにより、経済的、効率的かつ効果的に高額物品の活用をはかっていくしくみづくりを検討されたい。

取得目的の達成評価について

厳しい財政状況の中、経済性・効率性・有効性の観点から、物品の取得・管理・活用においてもPDCAサイクルの視点を取り入れ、取得計画の策定から利用状況の検証、取得目的の達成評価、課題抽出までを継続的に実施することにより、物品のさらなる利活用に反映させることが望ましい。

< P D C Aサイクルのイメージ >



(2) まとめ（総括意見）

今後、高額物品の取得、管理および活用にあたっては、特に以下の点に留意し、経済的、効率的かつ効果的に取り組まれない。

また、今回の監査対象とならなかった物品についても、同様に改善または検討を要するものが少なくないと考えられるので、この機会に再点検し、適切な措置を講じられたい。

高額物品の取得について

取得目的を明確にした上で、購入を前提とするのではなく、ライフサイクルコストを算定し、賃借や外部委託との比較検討を行うなど、計画的、効率的な取得に努めること。

高額物品の管理について

三重県会計規則等の関係法令を遵守した事務処理を徹底し、一層適正な管理に努めるとともに、物品の利用状況等の点検(自己点検)を的確に実施し、未利用・低利用の物品など課題を有する物品の把握に努めること。

高額物品の活用について

県内各試験研究機関、国、他都道府県、大学等が連携し、所有する物品の情報共有をはかるとともに、各々が強みを生かした物品整備を行い、互いに融通し合うことにより、経済的、効率的かつ効果的に高額物品の活用をはかっていくしくみづくりを検討すること。

利用見込みのない物品の処分について

利用見込みがないまま、処分が進まず放置されている物品について、売払、譲渡または廃棄等の処分に係るルールや手順を明確にするなどのしくみづくりを検討すると

もに、必要となる財源の確保に努め、個々の所属だけではなく、県全体で利用見込みのない物品の処分に努めること。

最後に、本監査結果および意見に十分留意の上、職員一人ひとりが、高額物品は、各所管部局にとどまらず県全体の貴重な財産であることを改めて自覚し、その管理および活用などについて適切に対応することにより、高額物品の機能・役割が十分に果たされるよう期待するものである。